

第二回館山市議會臨時會會議錄

昭和四十五年四月招集

第二回館山市議会臨時会会議録目次

日 時	三
場 所	三
出席議員	三
欠席議員	四
出席説明員	四
出席事務局職員	四
議事日程	五
開 会	五
出席説明員の報告	六
議案の配付	六
会議録署名員の指名	六
会期の決定	七
提案理由の説明	七
議案の上程（報告第二号）	一〇

議案の内容説明	一一
採決	一一
議案の上程（議案第四十一号）	一二
議案の内容説明	一三
採決	一八
議案の上程（議案第四十二号）	一八
議案の内容説明	一九
採決	一九
議案の上程（議案第四十三号）	二〇
議案の内容説明	二〇
質疑応答	二一
採決	二二
議案の上程（議案第四十四号）	二二
議案の内容説明	二三
採決	二五
閉会	二五
本日の会議に付した事件	二六

第二回館山市議會臨時會會議錄

昭和四十五年四月招集

一、昭和四十五年四月三十日（木曜日）午前十時

一、館山市議會本會議場

一、出席議員 二十五名

一番 吉田勇治郎	二番 石井輝久
三番 嶋田石蔵	四番 伊賀多朗
五番 藤田益治	六番 磯辺博
七番 白熊盛太郎	八番 黒川正
九番 三幣勇	一〇番 西村真次
一四番 遠山ヨネ子	一五番 石井正
一六番 五十嵐昇	一七番 江田徳太郎
一八番 安西益男	二〇番 中村省吾
二二番 小沢恵太郎	二三番 飯田義男
二四番 田中禎郎	二五番 田村源治郎
二六番 秋山六三郎	二七番 安沢徳順

二八番 望月 照正

二九番 鈴木 市蔵

三〇番 山口 康

一、欠席議員 三名

一番 菊井 敏博

二番 小柴 孝

九番 島野 茂樹郎

一、出席説明員

市長 本間 讓

助役 島山 伝

収入役 高木 哲三

秘書課長 太田 博雄

企画課長 伊藤 幸太郎

庶務課長 小倉 澄男

財政課長 長谷川 広治

市民課長 佐野 甲子郎

調査課長 越路 良夫

建築課長 池田 春雄

福祉事務所長 斉藤 武男

衛生課長 牧野 喜一

教育委員 高木 正

教育委員 汐崎 政光

学校教育課長 吉田 隆夫

保健体育課長 川上 賢爾

一、出席事務局職員

事務局長 高梨 清一

事務局長補佐 高尾 豊

書記 兵藤 恭一

書記 錦織 睦子

書 記 渡 辺 弘 書 記 川 上 義 雄
書 記 木 高 松 雄

一、議事日程

昭和四十五年四月三十日午前十時開議

日程第一 会議録署名員の指名

日程第二 会期の決定

日程第三 報告第二号 館山市市税条例の一部を改正する条例に関する専決処分報告について

日程第四 議案第四十一号 館山市市税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第五 議案第四十二号 館山市老人福祉センター建設工事請負契約の締結について

日程第六 議案第四十三号 館山市立北条小学校教育機器購入契約の締結について

日程第七 議案第四十四号 昭和四十五年度館山市一般会計補正予算(第一号)

開 会

午前十時十分 開 議

○ 議長 (西村真次君) 本日の出席議員数二十四名、これより第二回市議会臨時会を開会いたします。

出席説明員の報告

- 議長 (西村真次君) 本臨時会の議案審査のため、地方自治法第二百一十一条の規定による出席要求に対し、本間市長、畠山助役、高木収入役、太田課長、伊藤課長、小倉課長、長谷川課長、佐野課長、越路課長、池田課長、斉藤所長、牧野課長、高木教育長、汐崎課長、吉田課長、川上課長以上の者が出席する旨の報告がありました。

議案の配付

- 議長 (西村真次君) 議案を配付いたします。議案の配付漏れはありませんか。――配付漏れなしと認めます。

会議録署名員の指名

- 議長 (西村真次君) 日程第一、会議録署名員の決定を行ないます。

本臨時会の会議録署名員に八番議員黒川正君、二番議員小沢恵太郎君以上両君を指名いたします。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長 (西村真次君) 御異議なしと認めます。よつて決定いたしました。

会期の決定

○ 議長（西村真次君） 日程第二、会期の決定を行ないます。

本臨時会の会期につき議会運営協議会の意見は本日一日ということであり、

おはかりいたします。会期を本日一日と定めますことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（西村真次君） 御異議なしと認めます。よつて会期は本日一日と決定いたしました。

本日の議事はお手もとに配付の日程表により行ないます。

提案理由の説明

○ 議長（西村真次君） これより本臨時会の案件につき市長の説明を求めます。本間市長。

（市長本間譲君登壇）

○ 市長（本間 譲君） ごあいさつ並びに議案説明を申し上げたいと思います。

ただいま議長さんから御報告がございましたように吉田議員さん、田中議員さん、安沢議員さんには、永年勤続議員とされまして、このたび関東議長会から表彰を受けられました。まことにおめでたい次第でございます。このことは、

館山市民とともに感謝申し上げます、また館山市の誇りであると存する次第でございます。なおまた、西村議長さんは関東

議長會、千葉縣議長會の理事とされまして、枢要のことに参画されることに相なつたわけでございます。これはひとえに西村議長さん的人格、手腕が大ぜいの方に認められた結果でございまして、本當に館山市といたしましては、名譽でありますし、誇りであろうかと存じまして、つつしんでお祝いを申し上げたいと存じます。

本日、第二回臨時市議會を招集し、急拠御審議をわずらわします案件は、第六十三国会におきまして制定公布された地方税法の一部改正に伴う市税条例の一部改正及び同条例の一部改正の専決処分報告のほか、館山市老人福祉センターほか一件の契約の締結、また予算関係といたしまして、一般会計補正予算がおもなる案件であります。

まず、市税条例の一部を改正する専決処分であります。昭和四十五年固定資産税及び都市計画税第一期の納期につきましては、市条例の規定により四月一日から四月三十日までとなつておりますが、四月十五日現在地方税法の一部を改正する法律が国会で審議中であり、その成立が遅れたために納期を一カ月延長する必要があるが生じ、急拠市条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、議會に報告し、その承認をお願いいたします次第でございます。

次に、市税条例の一部を改正する条例であります。先ほど申し上げました地方税法の一部を改正する法律がこの四月十七日づけをもちまして制定公布されました。今回の改正は地方税負担の現状にかんがみ、地方財政の実情を勘案しつつ住民負担の軽減及び合理化をはかるため、県民税及び市町村民税の所得控除の拡大並びに電気ガス税の免税点の引き上げ等を行なうほか、土地の評価がえに伴う固定資産税及び都市計画税の負担の激変を緩和するための調整措置を講ずるとともに、県民税及び市町村民税の法人税割りの標準税率の調整、その他地方税制の合理化をはかるため、所要の規定について整備をはかつたわけであります。この地方税法の改正に合わせて市税条例も所要の規定について整備する必要が生じたわけでございます。

次に、私の最も力を入れております老人福祉対策の一つであります老人福祉センターの建設工事請負契約の締結につ

いてであります。これは去る四月十日指名競争入札の方法により入札を実施しましたところ、館山市北条千三百七十五番地館山市建設業協同組合が三千六十万円で落札いたしましたので、工期を本年八月三十一日と定めて工事請負契約の締結をいたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第二条の規定により議会の議決をお願いしようとするものであります。

本施設は鉄筋コンクリート平家建て、総面積七五三・一平方メートルでありまして、ステージつき大広間、健康相談室、図書室のほか正木処理場の余熱利用による浴場などの施設で、長い間それぞれの立場で社会の発展に尽された方々のレクリエーション及び老人クラブ等の活動の場として広く利用していただきたく、感謝と敬老を兼ね合わせて九月の老人の日まで完成させたい次第であります。

次に教育工学を全面的に取り入れて設計されました北条小学校は七月末に完成し、二学期から使用できる予定であります。また、さらに教育の向上と効果の充実をはかるため、必要な教育機器購入につきまして、随意契約の方法により千葉弁天町二九三番地千葉ナショナル通信工業株式会社と随意契約、金三千七十三万円、納期本年八月三十一日まで、支払い方法については三月定例会議において債務負担行為の議決をいただきましたとあり、四十五年度に四百万円、四十六年度に一千三百七十三万円、四十七年度に一千三百万円を支払う契約をいたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第三条の規定により議会の議決をお願いしようとするものであります。

この機器につきましては、小学校としては日本ではじめての教育方法を取り入れた大集団学習のためのシステム、自動化教育のためのシステム、校内放送のためのシステム、自学自習のためのシステム、装置を導入し、多種多様な教材の利用、個人差に応じた個別学習の利用、他の教師と協力しての学習指導、教育テレビジョンの活用などの近代的教育が推進され、その効果が期待される次第であります。同校の教育システムはできるだけ

早くしかも有効に市内小、中学校に及ぼしていく考えであります。

次に、昭和四十五年度一般会計補正予算第一号としまして、老人福祉センターに隣接した土地に市開発公社において施行する温水プール用建物の建設及び土地の取得に関し、歳入歳出補正予算につきましては、プール用建物購入分割金として四十五年度分五百万円を計上し、この財源としまして温水プール建設促進委員会の御協力によります寄付金を五百万計上いたしました。また、債務負担行為につきましては、温水プール用敷地及び土地の購入費並びにこの取得に関する関連経費としまして、四十六年度及び四十七年度の二カ年で市開発公社に支払い、施設を購入しようというものであります。以上をもちまして、簡単な説明を終わりますが、いずれの案件も急施を要するものであり、積極的な解決が必要と存じます。それが市民の福祉、市民の要望にこたえることであると存じます。どうぞ慎重なる御審議をわずらわしますが、お願い申し上げます。なお、各議案につきましては、その都度関係課長等に説明させますので、十分なる御審議をたまわりますようお願い申し上げます。一言ごあいさつ並びに説明といたす次第であります。どうも失礼いたしました。

○ 議長 (西村真次君) 以上で市長の説明を終わります。

議案の上程

○ 議長 (西村真次君) 日程第三、報告第二号館山市市税条例の一部を改正する条例に関する専決処分報告についてを議題といたします。

(書記朗読)

報告第二号 館山市市税条例の一部を改正する条例に関する専決処分報告について

議案の内容説明

○ 調査課長 (越路良夫君) 報告第二号について御説明申し上げます。

昭和四十五年度の地方税制を改正するために今国会において地方税法の一部を改正する法律案として審議され、これが可決されたのでございますが、この条例を制定する時点におきましては、まだこれがついてなつて制定されるかわからないというような状況でございまして、この地方税法の改正の中に固定資産税それから都市計画税についての改正事項がございまして、この固定資産税につきましては、今年度が基準年度にあたりまして、土地それから家屋につきまして全面的に評価がえを行なつたわけでございます。したがしまして、従前の地方税の規定によりまして課税いたしますと、この改正後の地方税法によりまして、選付とか、または追徴というような事態が生ずることになります。そこで、それを行ないますと、納税者のみなさま、住民のみなさまにいろいろと御迷惑をおかけするということになります。それから市といたしましても事務上の問題それから経費の関係等もございまして、一応地方税法が改正されるまでこれを待つということになつたわけでございます。

そこで、固定資産税と都市計画税の納期が従前の条例の規定によりまして、一期が四月ということになつておりますので、これをこの際一カ月延長するという事で館山市市税条例の一部を改正いたしましたして、五月一目から同月三十一日までというふうに納期を変更したわけでございます。専決処分につきましては、先ほど申し上げましたように地方税法の改正がいつになるかわからないというふうな状況にございましたのでそういうような状況下、それから納税通知書

の交付時期等を考えまして、最終的に四月十五日をぎりぎり一ぱいという線を引きたいのでございますが、時期的問題もございまして、やむを得ず専決処分ということでこの条例を制定したわけでございます。以上のような事情を御了承いただきまして、御承認たまわるようお願いしたいと思います。以上です。

○ 議長 (西村真次君) 御質疑ございませんか。 御質疑なしと認めます。

採 決

○ 議長 (西村真次君) 本案を討論省略採決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長 (西村真次君) 御異議なしと認めます。

おはかりいたします。本案を原案の通り承認するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長 (西村真次君) 御異議なしと認めます。よつて本案は原案の通り承認されました。

議案の上程

○ 議長 (西村真次君) 日程第四、議案第四十一号館山市市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

(書記朗読)

議案第四十一号 館山市市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案の内容説明

○ 調査課長 (越路良夫君) 議案第四十一号について御説明申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が昭和四十五年四月十七日に可決成立したわけでございます。これに伴いまして、館山市市税条例の一部を改正するというところでこれを提案した次第でございます。今回改正されました地方税法、これは市に直接影響のあります内容としましては、おもなものを申し上げますと、個人の市民税におきましては、基礎控除あるいは配偶者控除、扶養控除等の各種控除の控除額の引き上げ、それから分離課税によりますところの退職所得、その場合の特別徴収税額表の改正、それから住民税のうち法人税割りの税率の調整、それから固定資産税におきましては、負担調整、それから都市計画税において新しく負担調整措置が設けられた。それから電気及びガスの免税点の引き上げ等がそのおもな改正事項でございます。それでは館山市市税条例の一部を改正する条例につきまして各条について御説明申し上げます。

第二十四条の第一項第三号につきましては、これは地方税法第二百九十五条の改正が行なわれまして、個人の市民税の非課税の範囲中、障害者、未成年者、老年者、寡婦の場合、これが前年中の所得が従前は三十万円を越える場合には非課税ではないということがあつたのでありますが、今回の改正によりまして、これが三十二万円を越えるまでというところに改められたのであります。したがつて、三十二万円以下は非課税ということになります。

三十四条の二の件につきましては、やはり地方税法の三十四條の二の改正がございまして、配偶者のいない納税者

の扶養控除が同一生計内の他の納税者の事情に関係なくすべて認められるということに今度改正されたわけでございます。それで、地方税法の三百四十四条の二の第四項が削除されました、それに伴つてそれぞれ一項ずつ繰り下つたということに伴う条文整理でございます。

それから、次の三十四條の六、「百分の八・九」を「百分の九・一」に改める件でございますが、これは法人税割りの税率が従前のものに比しまして、〇・二引き上げられたということに伴う改正でございます。なお、これは市町村税の税源を充実するということでこういう措置を取つたわけでございます。都道府県におきましては、やはり同じように法人税割りがあつたわけでございますが、これを逆に〇・二引き下げるといふ措置がございますので、結果的に県、市と合わせまして従前と納税者にとつては税率の面ではかわらないといふ結果になります。この改正は昭和四十五年五月一日以後に終了する事業年度の法人の市民税について適用するわけでございまして、同日前に終了した事業年度の法人市民税については、従前の百分の八・九、これが適用されることになります。

次に、第三十六條の二第四項でございますが、これは市民税の申告規定でございます。今回の税法の改正によりまして、前年度において給与所得以外の所得を持たなかつたものについても純損失の繰り越し所得が適用されますので、その適用を受けるために申告書を提出しなければならぬということになりましたので、それを規定したわけでございます。

次の第四十條につきましましては、個人の市民税の納期についての規定でございますが、従前は均等割りだけを納める納税者については一期でもつて徴収したわけでございますが、今回これが税法改正によりまして、所得割りそれから均等割りを合算してもなおかつそれが五百円以下の場合、それは一期に一括して徴収できるといふふうに改正されたのでございます。

第四十四条でございますが、これは給与所得以外に所得を持つておられる場合、その場合には個人の市民税の特別徴収、これは合算して特徴として徴収するわけでございますが、従前は合算する場合、その全額またはその一部を合算することが可能だったわけですが、今回の改正によりまして、これを全額徴収ということに改めたのでございます。ただし、そこにありますように、ただし書きの規定がありまして、申告書に普通徴収にされたい旨の記載があれば、それはその部分については特別徴収から除きまして、普通徴収になるといふふうにかかりました。これは従前は六月三十日までに市に申し出がございましたら、その部分については普通徴収に切りかえてきたのが今度このようにかわつたわけです。ただ、四十五年度分につきましては、やはり従前の規定がそのまま適用されますので、六月三十日までに申し出がございましたら、これは普通徴収にできるわけでございます。

次に、九十八条、百三条の第一項、第一百条の二の改正でございますが、これは電気、ガス税についての改正でございます。地方税法の附則第三十一条には電気、ガス税の税率の特例が規定されておりますが、これは今回の税法の改正によりまして、一項を新しく分けまして、結果的には三十一条は一項ずつ繰り下つて改正されたのでございます。したがって、これを三十一条ということで総称して現わすために第一項と第二項を削るということで、今回改正するわけでございます。この条例の上には現われておりませんが、電気、ガス税につきましては、零細負担というものを排除しようというねらいのために従前免税点が電気につきましては五百円、ガスにつきましては千円というものがそれぞれ二割ずつ上げまして六百円、千二百円というふうに免税点の引き上げを行なつております。

百二十四条二号の「公衆浴場」を「一般公衆浴場」に改めるといふことでありますが、これは入湯税の課税免除の規定でございます。今まで公衆浴場ということで規定されておりますが、公衆浴場の中には一般公衆浴場と特殊公衆浴場の二種類がございます。今回の改正によりまして、特殊公衆浴場を含まないということの明文化ということで、こ

れが現わされたわけでございます。

次に、附則第九項についてでございますが、これは宅地等に対する固定資産税の負担調整措置、これは従前取られたわけでございますが、今回これが四十五年度の評価がえに伴つてそれぞれ評価額が上つたわけでございますので、それをこの際改正いたしまして、従前の八倍以上が一・三の負担調整率であつたものを八倍以上二十五倍未満を一・三になおしまして、二十五倍以上は一・四というふうに負担調整率を今回改正したわけでございます。これは四十五年度の固定資産税から適用されるわけで四十四年度分までは従前の負担調整率が適用されることとなります。

次に、附則第十四項についてでございますが、これは地方税法附則第十五条、この十五条は固定資産税と都市計画税の課税標準の特例規定でございますして、今回の法律改正によりまして、外国貿易船による物品運送用のコンテナが新たに特例として加えられましたので、この規定を整備するものでございます。

次に、附則第十九項でございますが、これは都市計画税の負担調整で都市計画税の負担調整は従前四十一年度から四十三年度で全部終了したわけでございますが、今回の四十五年度の評価がえに伴いまして、評価額の上昇それに伴つての負担調整措置が新しく設けられたわけでございます。なお、この調整は四十五年度と四十六年度で終りまして、四十七年度からは評価額即課税標準額ということになります。

次に、附則第二十一項でございますが、これは都市計画税の負担調整に関する規定であります。地方税法の特例規定の整備によつてそれぞれ一項ずつ繰り下げられましたので、これに伴うところの条文整理と、それから新しくうたわれました各上昇率の定義をここに規定したものでございます。

附則第二十二項でございますが、これは運輸大臣の許可を必要とする倉庫は都市計画税については二分の一の課税を免除するという特例規定が定められましたので、その根拠となる地方税法附則第十五条九項が今回の改正によりまして、

一項ずつ繰り下りましたのでこれを改めるものとございます。

次に、附則に三十七項を加えるわけですが、これは退職所得があつた場合に他の所得と分離しまして課税する特例、これを分離課税といいますが、その課税の場合に退職所得控除を所得税法の規定によりますところの計算の例によりまして控除するわけですが、これについて地方税法の一部改正がございまして、それを受けまして、地方税法におきましても四十五年五月一日以前に支払われた分離課税によるところの所得割りの額について調整し、再計算するということがなりますので、ここに読みかえ規定を設ける必要を生じたわけでございます。

それから、別表第一につきましては、これは市民税の分離課税にかかるところの所得割りの特別徴収税額表を改めるものでございます。これは所得税法におきまして、退職所得の源泉徴収税額表が改正されました、退職所得控除後の退職手当等の金額が従前二百万円までの区分について税額表が定められていましたものを、この所得税法の改正によりまして、四百万円までに定められましたので、やはりこれと同じく税額表を改めようとするものであります。なお、内容としては、別に税率の改正等はございませんので、一つの簡易税額表として見やすくしたわけでございます。なお、この別表の改正は地方税法の一部を改正する法律の施行の日四十五年四月十七日でございますが、その日以後に支払われる退職手当等にかかる税額の算定から適用されるということで、施行日前の場合につきましては、なお従前の例によるわけでございます。

それから、附則でございしますが、これはこの条例は公布の日から施行するということになりますが、特例のものにつきましては、先ほどの本文の説明の際に織り込んで説明いたしましたので、ここでは省略させていただきます。以上で説明を終わりますが、この条例改正につきましては、はじめに申し上げましたとおり、地方税法の一部改正に伴うところのそれぞれの条文整理あるいは内容の明確化ということをはかつたわけでございます。よろしくどうぞ御審議のほど

をお願いしたいと思います。説明を終わります。

○ 議長 (西村真次君) 御質疑ございませんか。——御質疑なしと認めます。

採 決

○ 議長 (西村真次君) おはかりいたします本案を討論省略採決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長 (西村真次君) 御異議なしと認めます。

おはかりいたします。本案を原案の通り可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長 (西村真次君) 御異議なしと認めます。よつて本案は原案の通り可決されました。

議 案 の 上 程

○ 議長 (西村真次君) 日程第五、議案第四十二号館山市老人福祉センター建設工事請負契約の締結についてを議題といたします。

(二番議員石井輝久君退場)

(書記朗読)

議案第四十二号 館山市老人福祉センター建設工事請負契約の締結について

議案の内容説明

○ 庶務課長 (小倉登男君) 議案第四十二号につきまして御説明申し上げます。

市長の提案理由にもございましたとおり、館山市老人福祉センターの建設工事につきましての契約の御承認を得たいと存じます。建築面積七五三・一〇平方メートル、二百二十七・八一坪に大広間、健康相談室、図書室、和室、男女別浴室等を備えました館山市老人福祉センターでございますが、三業者館山建設業協同組合、石井工務店、計工務店の指名によりまして、四月十日入札をいたしました結果、館山市建設業協同組合が三千六十万円をもちまして落札いたしましたので、ここに工期を契約後直ちに着工、竣工本年八月三十一日を工期といたしました。ここに契約をいたしたいということで御承認をお願いする次第でございます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○ 議長 (西村真次君) 御質疑ございませんか。——御質疑なしと認めます。

採 決

○ 議長 (西村真次君) おはかりいたします。本案を討論省略採決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長 (西村真次君) 御異議なしと認めます。

おはかりいたします。本案を原案の通り可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長 (西村真次君) 御異議なしと認めます。よつて本案は原案の通り可決されました。

(二番議員石井輝久君入場)

議案の上程

○ 議長 (西村真次君) 日程第六、議案第四十三号館山市立北条小学校教育機器購入契約の締結についてを議題といたします。

(書記朗読)

議案第四十三号 館山市立北条小学校教育機器購入契約の締結について

議案の内容説明

○ 庶務課長 (小倉澄男君) 議案第四十三号について御説明申し上げます。

先般御承認をいただきました北条小学校の教育機器の購入契約の議決でございますが、本教育機器は四つの目的を持つております。自学自習のための機器並びに学習反応分析記録というシステム機器、それから大集団学習という問題、それからさらに校内放送の問題この四つの性能を完備した機械を購入いたしたいということで研究いたしております。

結果、ここにあげてありますより千葉ナショナル通信工業株式会社がこれらの四つの要素を総合的に機能的に取り入れた優秀な機械でございます。そのうち特に学習反応分析システム並びに自学自習システムにつきまして非常に特色が見られるという点、さらにこの総合的な機械の利用、技術の連絡、協調、開発技術が非常にすぐれているということ、さらにもう一つは保守サービスが他社に比べて非常にすぐれているというようなことから千葉ナショナル通信工業株式会社代表取締役水城秀夫と随意契約の方法をもちまして契約を締結いたしました。契約金額は三千七十三万円でございまして、支払い方法は三カ年間にわたつて支払いをする。納入期限は四十五年八月三十一日を納入期限といたしました。こういうような物品購入の契約を締結いたしましたと考えておる次第でございます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

質 疑 応 答

○ 一五番 (石井 正君) ちよつと伺いますが、これは北条小学校自身だけが使う機械、設備であるのか、それとも今までお話のあつた各学校で北条の学校を中心とした機械化をして、それを各学校にテレビジョンというようなお話もありましたが、そういう機械もやはりこの中に含まれておるのか。それから北条小学校自身だけのものとするならば、次年度に各学校にやはりこういうような設備を逐次していく計画をお持ちであるか。以上の点について。

○ 教育長 (高木 正君) まず申し上げます。端的に申し上げますれば、北条小学校だけということもできると思ひますけれども、目的は北条小学校にこの機械を備えつげまして、同時にここへ機械に備えつげます教材を各学校の職員と協力しながらつくり出して、その教材が各学校に使えるようにしたいということが一点でございます。

それから、第二点は、この機械を中心にして今までことばだけで教師の研修が行なわれていたものが、こういう機械

の操作を加えての科学的な市内の先生方の研修にも使いたい。将来この機械が市内の学校でもボタン一つで使えるような方法を取りまして、そうして各学校とも効果のある教育ができるようにしたいと思つて現在その面については研究中でございます。現在各学校にもシステム化されない、組織されないばらばらの機械は相当ございますけれども、その機械自体は十分使われてない状況でございますので、こういう方法を取りまして、そういう各学校の機械も十分使いこなせるような準備体制をここで取りたいわけでございます。以上でございます。

○ 議長 (西村真次君) 他に御質疑ございませんか。——御質疑なしと認めます。

採 決

○ 議長 (西村真次君) おはかりいたします。本案を討論省略採決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長 (西村真次君) 御異議なしと認めます。

おはかりいたします。本案を原案の通り可決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長 (西村真次君) 御異議なしと認めます。よつて本案は原案の通り可決されました。

議案の上程

○ 議長（西村真次君） 日程第七、議案第四十四号昭和四十五年度館山市一般会計補正予算第一号を議題といたします。

（書記朗読）

議案第四十四号 昭和四十五年度館山市一般会計補正予算（第一号）

議案の内容説明

○ 財政課長（長谷川広治君） 四十四号議案の一般会計補正予算について御説明を申し上げます。

今回の補正は第一条にお示しをいたしましたとおり、歳入歳出とも五百万円を追加をいたしまして、歳入歳出をそれぞれ十七億一千五千万円といたしたいという予定のものでございます。歳入歳出予算の五百万円の追加額の明細につきましては、温水プール関係でございますので、のちほど保体課長から歳入歳出とも一括御説明を申し上げます。

なお、今回第二条に債務負担行為の追加をいたしております。予算書の最終ページをごらんいただきたいと思っております。温水プール関係で二件に分かれました、それぞれ債務負担行為をお願いしております。上欄が建物等の購入費でございます。しまして、施設費七千七百十七万二千元とこの取得に要する関連経費でございます。それを四十六、四十七年度二カ年に分けてそれぞれ記載をいたしております。金額の限度内において購入をいたしたいという債務負担行為でございます。下欄が温水プール用の土地の購入費でございます。購入額が千八百二十二万三千元、それとこの取得に要する関連経費でございます。これを四十六、七年度二カ年計画に基づきまして、それぞれお示しをいたしております金額によりまして購入をいたしたい。こういう予定のものでございます。以上で概括説明を終りまして、保体課長から細部について

申し上げます。

○ 保健体育課長 (川上賢爾君) 歳入歳出の歳出のほうから御説明申し上げたいと思います。

歳出におきまして、十款の教育費中、二目体育施設費十七節公有財産購入費といたしまして、温水プール用建物購入分割金として五百万計上いたしました。この温水プールにつきましては、市の体育協会を中心とした市民の強力な御協力もありまして、市といたしましても、この建設にふみ切つたわけでございますけれども、この内容につきましては、隣の近くに開発公社が造成中の宅地の分譲を受けまして、老人福祉センターの隣に敷地予定が一、四五五・四九八へーべ、建物として鉄骨づくり一部二階建一、一〇一へーべでございます。その内容でございますが、プールが二五メートルの一五メートル、七コースでございます。それから深さにつきましては、浅いところが八〇センチ、深いところが一・三メートル、水温が二十八度、冬期において水温は二十八度を維持する室内の温水プールでございます。なお、管理棟といたしまして、一階に事務室、それから男女別の更衣室、男女別のシャワー室、男女別の便所、男女別の足洗い場それから腰洗い槽、それから洗眼施設、浴室。それから二階でございますが、二階には二十名程度合宿ができる和室七畳半の和室が四室、集會室十二畳一室、それから食堂と厨房でございます。さらに老人福祉センターとプールに共有の機械室を考へまして、建設費約八千二百十七万余円といたしまして、その内容でございますが、建物と本体工事が約七千百九十万余円でございます。その他熱量プールの負担分と設計費等を含めまして千二十七万余円を予定いたしました。そのうち本年度は歳入におきまして、十二款の寄付金八節温水プール建設寄付金五百万円を財源といたしまして支払ひまして、残額を債務負担行為として御承認願ひしたいと思ひまして計上したものでございます。よろしく願ひいたします。

○ 議長 (西村真次君) 御質疑ございませんか。——御質疑なしと認めます。

採 決

○ 議長 (西村真次君) おはかりいたします。本案を討論省略採決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長 (西村真次君) 御異議なしと認めます。

おはかりいたします。本案を原案の通り可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長 (西村真次君) 御異議なしと認めます。よつて本案は原案の通り可決されました。

閉 会

○ 議長 (西村真次君) 以上により本臨時会に付議されました案件全部を議了いたしました。よつてこれにて第二回市議会臨時会を閉会いたします。ごころうさまでございました。

午前十一時二十分 閉 会

○ 本日の会議に付した事件

一、会議録署名員の指名

一、会期の決定

一、報告第二号、議案第四十一号乃至議案第四十四号

地方自治法第二百三十三条第二項の規定により署名する。

館山市議会議長

西村喜徳

議員

小沢憲三郎

議員

黒川 正